

建設委員会会議録

平成20年5月19日(月)

(開 会) 10:05

(閉 会) 10:46

○ 委員長

ただいまから建設委員会を開会いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負契約について」報告を求めます。

○ 契約課長

おはようございます。報告いたします。工事請負契約の締結状況についてお手元に配布しております工事請負契約報告書により報告いたします。今回報告いたします工事は前期の特定地域開発就労事業に伴う三軒屋工場団地線道路新設工事1工区でございます。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において建設工事指名競争入札参加者指名基準によりその有資格者のなかから当該工事に対する適応性等を考慮し、手持工事のない土木Aランク業者を全者指名し4月15日に入札を行いました。その結果でございますが、予定価格6,962万6,550円に対し、落札額5,465万6,700円、落札率78.49%で株式会社多賀谷建設が落札しております。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局から工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。入札執行状況につきましては、それぞれ業者選考委員会において、建設工事指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から、当該工事に対する適応性等を考慮し、手持ち工事のない業者を選考のうえ指名いたしまして、入札を行いました。今回報告いたします工事は川島菰田汚水幹線管渠改良工事で、土木工事でございます。3月31日に入札を行い、その結果は予定価格6,006万2,100円に対し、落札額4,384万8,000円、落札率73%で、株式会社 藤原組が落札しております。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 都市計画課長

明星寺川流域下水道事業1件の工事請負変更契約について、お手元の資料に基づき報告いたします。資料は左から、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率を記しております。潤野・枝国雨水幹線(第1工区)新設工事でございますが、原契約金額6,947万2,200円を59万100円増額いたしまして、変更契約金額7,006万2,300円で工事請負変更契約の締結を行ったものであります。主な変更は、本工事着手後に道路管理者であります、福岡県が予定しておりました舗装工事の実施時期が未定となった為に、当初計上していた舗装を仮構成から本構成へ設計変更を行ったもので、59万100円の増額となったものでございます。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○ 上下水道部下水道課長

上下水道局から、1件5,000万円以上の工事請負変更契約の報告をいたします。お手元

に配布しております、工事請負変更契約報告書によりご報告いたします。工事請負変更契約報告書は、上段左から番号、事業名、工事名、請負業者名、変更契約金額、変更増減額、原契約金額、落札率、変更契約工期、原契約工期の順に記載いたしております。1番の目尾第二污水幹線管渠布設工事でございますが、原契約金額に463万1,550円増額しまして、変更契約金額を8,521万2,750円とするものです。その主な理由は、実施にあたり、No.42-1からNo.3の推進区間において岩盤にあたり、岩盤対応型推進機械に変更したことにより増額変更するものでございます。次に柏の森上三緒污水幹線管渠布設工事でございますが、原契約金額に261万8,700円増額しまして、変更契約金額を6,188万8,050円とするものです。その主な理由は、整備促進のため、開削工を88.5メートル増工、それに併せまして工期を延長するものです。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「市道上の交通事故に係る損害賠償請求取下げについて」報告を求めます。

○ 土木管理課長

市道上の交通事故に係る損害賠償請求取下げについてご報告いたします。本件事故につきましては、平成20年2月22日に開催されました建設委員会でご報告いたしておりましたように、平成20年1月17日木曜午前11時50分ごろ、鯉田地内の市道愛宕3号線において、当事者が鯉田から川島方面にバイクで走行中、愛宕踏切を通過した直後の道路にできた陥没に前輪を落とし転倒した際、左手薬指を骨折したものでございます。この事故によります損害賠償請求につきましては、交渉の過程で当事者より勤務先からの帰宅途中からの事故であり、労働者災害補償保険の適用になるので市への損害賠償請求については取り下げたいとの申し出がありましたので、ご報告いたします。道路の点検補修につきましては、日ごろより迅速に対応しているつもりでございますが、さらに気をつけてまいります。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 穂波支所経済建設課長

公用車による交通事故の報告について、報告いたします。去る4月28日、月曜日、午後1時45分ごろ、穂波支所経済建設課職員が公務のため平恒現場詰め所に作業機材を取りに戻る途中、市道平恒・鳶ヶ浦・堤尻線の信号機及び停止線のない見通しの悪いT字路において、側道から出てきた自転車の側部に公用車の前部から衝突し、公用車及び相手方自転車を損傷し、相手方に全治1週間程度の怪我を負わせたものです。市側に人身障害はなく、車両につきましてはフロントガラス全損及びヘッドライト下部パネル脱落で、相手方は頭部打撲および足打撲等で1週間の人身障害と自転車を損傷させたものであります。事故の原因は、市職員の前方不注意が主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償については、現在相手方と協議中であります。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転を心がけるよう注意を行っております。なお、今後事故をおこさないよう当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転をするよう指導いたします。以上、簡単ですが公用車による交通事故の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「建設行政について」を議題といたします。「鯉田工業団地造成計画」について、執行部の説明を求めます。

○ 土木建設課長

図面を後ろのほうに掲げておりますので、後ろ向きになっていただければありがたいと思います。

それでは、鯉田工業団地の調査結果と造成計画についてご説明申し上げます。前回3月12日金曜日の建設委員会にて、鯉田工業団地の調査、測量の進捗状況を草案にて、ご説明申し上げておりましたが、今般、造成計画が固まりましたので、お手元の計画平面図を参考に説明させていただきます。まず概要でございますが、市有地として42ヘクタールでございます。うち、開発計画予定面積は、約36.3ヘクタールで工場誘致区画、5区画で分譲予定面積16.6ヘクタールと致しております。3月の草案にて4区画といたしておりましたが、中規模用地として約2ヘクタールの区画を配置し、これに伴い道路計画をいたしております。また、図面左下のレース場の駐車場敷9,257平方メートルを開発区域に編入し区画の整形を図っております。次に、地盤調査の位置及びその結果でございますが、ボーリング調査を市にて平成18年度に3箇所、平成19年度に5箇所、それに6箇所増工し11箇所の調査を行っております。また、県調査10箇所、三菱6箇所の調査がされており合計で30箇所の調査が行われました。その結果でございますが、黒板の図面に代表するところを拡大した柱状図4箇所の図面を前方に掲示しておりますので、これで説明させていただきたいと思っております。まずAの箇所でございますけれども、調整池を計画しております所で、現地盤高さ28.55メートル下、計画高さより12.33メートル下に坑道があり更にその下5.55メートルにも坑道があります。従いまして、この区域は浅所陥没の可能性が高いと判断し調整池として計画をいたしております。次に、No.5でございます。No.5の位置でございますが、現地盤高さより19.3メートル下まで水洗炭の残渣があり、その下は岩盤となっています、この残渣を5.02メートル切り土しまして、残りの残渣14.28メートルのうち4メートルを地盤改良しまして敷地といたしております。続きましてNo.2におきましては、現地盤高さより17.45メートル下に高さ1.3メートルの坑道があります。ここは、9.73メートルの盛土を施工し、計画高さより下26.73メートルに坑道があることになり30メートルより少し浅くなりますが、上部に硬い岩盤層に5.5メートルあり、また坑道も高さ1.3メートルと小さく計画地表面への影響は無いと判断いたしております。更に、19-8につきましては、現地盤高さより下に21.63メートルの残渣があります。これを3.66メートル切り土しまして計画高さとして、残渣厚さ17.48メートルの内4メートルを地盤改良を行い用地として利用いたします。又残渣の下は、厚さ8メートル以上の岩盤があり、十分な基盤と考えております。以上、ご説明申し上げましたとおり、地盤調査の結果を元に精査し浅所陥没による影響は無いものと判断しております。

○ 委員長

工業団地に関する事務分掌表を配っております。このことについてのみ質疑を許したいとおもいますのでよろしく申し上げます。ただいまの説明を含め、「建設行政について」全般の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 後藤委員

計画の中に平地というのがあるんですね。緑地の横に。これは何のために平地を作っているのかご説明いただけますか。グレーの部分。

○ 土木建設課長

このグレーの部分でございますけれども、幅等々が狭くございますので、一応緑地ということで残しておりますけれども、団地の誘致予定があればこれも一緒に誘致をしたいというふうな用地として考えていきたいというふうに思っております。

○ 後藤委員

そしたら最初から販売面積にしてもいいんじゃないかなと思うんですけど、なぜここだけを平地ってしてあるのかがわからないんです。

○ 土木建設課長

この部分は約0.5ヘクタールと狭い上に不整形でありますので一応緑地という形で開発許可のほうはいただいて下ります。これを企業の敷地として利用することも可能でございます。

○ 後藤委員

何か間違っていない、課長。緑地を僕聞きよんやない、その横に平地ってあるんよね。それを聞きよんやけど。課長の説明は緑地を説明されよるけど、僕平地を聞きよんやけど。その横の。何でここを一緒に販売面積にしないのかってという理由を聞きたいんです。

○ 土木建設課長

失礼いたしました。グレーで塗っておる0.5ヘクタールの分につきましては通常2ヘクタール以上ということで計画をいたしておりますので、この部分、非常に狭いで不整形でございますので一応平地ということで考えております。

○ 委員長

違うやろう。横に黄色いとが、これが販売面積やろう。その横に形がおかしいとかおかしくないとかじゃないで、ひっつけて売ればいいじゃないか、ち言いよんやろうも。何がそこだけグレーで残しておるんか、ち言いよっちゃろうも。

○ 土木建設課長

この部分の、さっき委員のほうからご質問ありましたとおり誘致の造成面積の中で一緒にいいじゃないかということでございます。それも可能でございますけれども、一応この部分につきましては区画が狭うございますので、平地ということで考えております。

○ 委員長

ちょっと待って。おかしいやろ、それ答弁が。区画が狭いとかやないでこれにひっつけたら狭いもへったくれもないやろうも。

○ 土木建設課長

区画が狭いものですから、今のところ企業誘致の段階では整形の形を販売したいと、していただきたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

ちょっと説明がおかしいんですけどね、上の黄色の形の悪いところは引っ付けてあるわけですよ。なぜこっち側のところはひっつけられないのか僕は聞いているわけなんです。上のほうはつけているんですよ、整形の悪いやつは。何かの理由があって平地にせないかんという理由だったらわかるわけですよ。ただ、将来的には販売できるということは最初から販売の中の黄色になっていいんじゃないかって僕は言っているんですけど、そこはどうですか、説明できないんですかと言っているんです。

○ 土木建設課長

この平地ということで考えているところは上と下の2箇所でございます。いまのところ端っこで不整形なかたちのところでございますので、委員ご指摘のとおり企業に一枚で売れるという

ことも考えておりますけれども、一応広いところを考慮して考えておりますので、いまのところ平地ということで考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：25

再 開 10：26

委員会を再開します。

○ 土木建設課長

委員ご指摘のとおりこの大きいほうの区画のほうに合わせて計画していきたいと思います。

○ 松本委員

変な形が上についてますよね。だからこっちをしたらどうかというようなことですが、この委員会でそういう指摘をされるとね、そうですねそうしましうちゆう話なんだろうけれども、そんなことで良いとですかね。非常にね、ここは企業さんに誘致をして来ていただきたい、飯塚市の大きな目玉というふうに思っているわけですよ。そんな中でこういう形の土地をどうしてひっつけないのかとか、当然皆さん方の中でも論議になっておると思うんですよ。このグレーゾーンにされたというのはですよ。それなりの何かあれがあるじゃないかなというふうに私どもとしたら感じるんですが、そういう指摘をされたら、ああ、ほんならこっちひっつけてそげしましうちいうようなことになるのかなというのがちょっと単純な思いなんですけれどもね。そこんとどうなんですか。元々こういう土地がここにあると。上のこんな変則てきな三角はこれにひっつけようけどこっち側は空けようと、平地にしようというふうになってたわけでしょう。それはそれで理由が何かあるんじゃないかなというふうに思うんですがね、そこんとどうなんですか。ひっつけたのがいかんち言いよるわけやないですけどね、何か不可解な感じがするんですけどね。

○ 土木建設課長

説明が悪くて申し訳ございません。当初大きな敷地を考えていたものですから、グレーになっている約5.5ヘクタールの土地につきましては一応道路の計画がございます。そこで道路も一緒に計画できればよろしいんですが、この部分に関しては施設の新設道路ができないような状況でございます。従いまして、企業さん等にセールスを行った際にこの部分はぜひとも分けてくれということになりますれば、この部分を一緒に造成したいと。今の状況下では道路に面しているところがございませんので、不整形ということで一応グレーの平地といたしておるところでございます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：30

再 開 10：31

委員会を再開します。

○ 松本委員

すみませんね、いろいろ言いますが、ちょっと今の答弁では私は納得がいかんのですよ。狭い土地、狭い土地と言われるけれども、じゃあこの区画を残してね、どげするとち、どうするんですか、というふうに私としては思います。それだったらつけて少しでも広い区画を変則的な形ではあるかもしれませんがね、そういったことを考えるほうが利用度としてはいいんじゃないのかなというふうに私自身は思うんですが、今の答弁では、ああ、そうなんだというふうには私は思えませんがどうですか。

○ 土木建設課長

ご質問のとおりこの部分につきましてはグレーといたしておりますけれども、はっきり今図

面のほうではグレーとしてから別扱いというような形になっておりますけれども、分譲計画におきましてこの部分を分譲面積にも入れて企業誘致のほうにあたっていただきたいというふうに思っております。

○ 芳野委員

この造成が出来上がるまでのね、費用というのはどれぐらい見てあるんですか。

○ 土木建設課長

予算的には約19億円を予定いたしております。

○ 芳野委員

19億円の費用で出来上がった、造成した団地を売却しないといけないわけでしょう。そこでね、19億円何とか元を取るような考え方をしていけばですよ、余計面積を売りにやいかんのですよ。そういったことがないからなんかこう売りやすいように、採算ベースは度外視したみたいな形になっているわけですから。そこらへんをもうちょっと慎重に考えないといけないんじゃないでしょうかね。

○ 土木建設課長

ご指摘のとおり、この部分につきましてはさらに検討していきたいと考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 後藤委員

できたらこの計画図が次回の委員会かなんかでは変わるという今のお答えなのかをもう一度お聞きしたいんですけど。

○ 土木建設課長

これは配置図でございますので、施工する際の高さは同じぐらいの高さで施工いたしますので配置図を除けば計画変更はありません。

○ 後藤委員

平地というのは結局造成計画は一緒なんでしょう。一緒だったら販売価格の黄色が売れるんじゃないかって、僕は最初から聞いている部分は今度の委員会では黄色になって出てくるのか出てこないのかを聞いているわけですよ。変更しないならば変更しないという答えをいただきたいし、変更するならば変更するとお答えをいただきたいわけです。

○ 土木建設課長

ご指摘のとおり変更し、やっていきたいというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 鯉川委員

まず最初に一点素朴な疑問で、坑道と空洞の違いはどこら辺が違うとですか。

○ 土木建設課長

坑道の部分は本線の入る専用の運搬道路といいますか、坑道として石炭土を掘削した際に搬出をやるメイントンネルと考えております。また、空洞は石炭を採った後、高さ等々がまちまちでしょうけれども、そこに石炭を採るときに採った後を空洞として表示をさせていただいております。

○ 鯉川委員

それと先ほどの説明の中にもありまして、この結果を見て浅所陥没はないだろうということで、前回の建設委員会があったときに浅所陥没はないだろうけれども、仮にあったとしたらそこらへんの処置とか法的解決方法、根拠とかそこら辺をどうなっておるかということで質問したら、次回までの委員会ですれば調べておこうということで前建設部長さんがおっしゃってたんですけども、そこら辺の調べた結果というのは今日この場で報告があるのかなと

思っていたんですけども、今のところ何もないのでそこら辺がどうなっているのか、という質問ですけども。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 36

再 開 10 : 37

委員会を再開いたします。

○ 都市建設部長

浅所陥没が発生した場合に特定鉱害と市の責任の関係についてのご質問と思っています。特定鉱害につきましては地表から50メートル以内の採掘跡または坑道跡の崩壊に起因する鉱害で浅所陥没が発生した場合、有資力の場合は鉱業法によりまして鉱害賠償義務は最終的に鉱業権者にあるというふうに規定されているところでございます。本鯉田工業団地用地につきましては三菱マテリアルより取得しておりますので当然、そういう事案が発生した場合には市も責任を持って三菱と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 鯉川委員

まず浅所陥没がないという報告というか説明されていたのが何の根拠に、市が勝手に浅所陥没がないと思っているのか、それとも調査されたコンサルの会社のほうがないということか、言っているのかそこら辺はどうなんですか。

○ 土木建設課長

ご質問の件でございます。浅所陥没の件につきましては特定鉱害法におきましては50メートル以下というふうに、以浅ですかね、浅いところというふうに規定をされておりますけれども、学識経験者、またはコンサル等々といろいろ地質調査のことにつきましては協議を重ねてきたところでございます。その結果、筑豊地域におきまして現地盤より30メートルを基準といたしましてそれより深い場所にあるところにおいては浅所陥没が起こった事例がないと、あまり。浅所陥没につきましては筑豊地域、それから旧産炭地域ですね、田川、鞍手等々入れまして年間15から20件程度の浅所陥没事例が起こっておりますけれども、これは30メートルより浅いところに坑道が見つかり浅所陥没が起こったということかございました。広大な地域等々調べますと、浅所陥没15から20というこの広大なエリアで起こっておる浅所陥没につきましては、本鯉田地域の42ヘクタールの土地からいたしますと、鯉田のほうはごく小さなエリアになります。このエリアの中の30メートル以浅にある坑道につきましては浅所陥没はないというふうに、検討した結果判断をいたしておるところでございます。

○ 鯉川委員

私の認識と若干違うんですけども、浅所陥没がないと判断したのは市がコンサルとか有識者と話し合った結果でそういうふうな判断をしたということですか。

○ 土木建設課長

協議の過程はそうでございますけれども、最終的に判断いたしましたのは市が判断いたしております。

○ 鯉川委員

それでもなおかつ浅所陥没が発生したときには先ほど部長が言われたような対応をするということかいいわけですか。いまの調査の途中だったということかですけども、いまおっしゃったことがすべてですか。それともまだ他に研究なり調査なりされているんですか。それともう一点。これは私のほうから言わなくて、前回の委員会で質疑しているんですから、次回の委員会で報告するというか言われていたのか、質問する前に私のほうは言ってほしかったなという思いがあります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 41

再 開 10 : 42

委員会を再開します。

○ 土木建設課長

お尋ねのことでお答えを申し上げたいと思います。九州大学のほうに先日4月21日に最後のご協議に参ったところであります。その結果でございますけれども、本件のところで全体のエリアの中で浅所陥没の発生する確率はほとんどないという先生のご意見をいただいておりますけれども、本件に関する監修はまだ文面としてはいただいております。今後とも先生のほうに失礼のないようお願いを申しまして監修をいただきたいというふうに考えております。

○ 後藤委員

浅所陥没の件についてはこの委員会の所管じゃないのであれなんですけれども、先ほどの部長の答弁が間違っていると思うので。というのが、このときは鉦害の訴訟をしないという登録が三菱との中で貰い受けたときになっているはずなんですよね。それがあのような答弁だったので、そこを訂正していただきたいんですけど。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 44

再 開 10 : 45

委員会を再開します。

○ 都市建設部長

先ほどの件でございますけれども、市と三菱マテリアルとの契約条項の中にはそういうふうにか何か起こった場合に損害賠償の請求があった場合でも市の負担で一切の解決をするようにという条項分はあります。これはありますけれども、万が一浅所陥没が発生した場合、そういう場合は取扱としては私が先ほど申し上げましたように、この条項があつたとしても鉦業法の中で、有資力である三菱マテリアルもその責任の一端はあるというふうに私は理解しております。そういう事案が発生したときには市としても同企業に対してそういう話し合いの場というのは話を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。

本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 10 : 46

再 開 10 : 46

委員会を再開いたします。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉 会) 10 : 46